

2006年12月1日 第4号

トップインタビュー

(社) 全国警備業協会 深山健男専務理事

警備業は全国で約1万社、警備員数約48万人、売上げ規模約3兆55百億円（平成17年警察庁発表）を擁する一大産業となっており、民間生活安全サービスとして、ますます重要性が高まっているが、万防機構ではこの度、(社)全国警備業協会(全警協)の深山健男専務理事を理事にお迎えした。小売業・サービス業の中からも強い期待の寄せられている店舗保安警備に対する取り組みを中心に伺った。

編集部：デパートやスーパーなどでの万引防止業務は警備業の中でどのような位置にあるのですか。

深山専務理事：警備業務には雑踏警備、交通誘導警備、空港保安警備、現金輸送警備、常駐警備、機械警備等、様々な種類があり、警備業法で厳しい条件を課せられているのですが、その中で「1号警備 施設警備」の一つの類型「保安警備業務」として位置づけられます。社会経済の変化・多様化に伴って急速にクローズアップされてきた分野で、まだ警備業者の構成比も高くありません。

編集部：全警協ではどのように取り組まれておられるのですか。

深山：警備業務には都道府県公安委員会が行う検定制度の対象となっているものも多く、それらに関しては学科試験・実技試験のためのテキスト・カリキュラム・講習会等の制度も整っているのですが、保安警備業務はまだ検定制度の対象となっていません。このため従来、業務が適正に行われるための基本的事項が必ずしも明確にされていなかったことは否めません。そこで全警協では平成15年、専門委員会を立ち上げ、関係企業経営者・実務家の協力を得て検討を続け、警察庁の協力を得て翌16年6月『保安警備の手引』を刊行しました。

万引きをはじめ、置き引き、値札の取り替え、恐喝、器物破壊等、店舗内犯罪を12に類型化し、その保安警備のあり方の基準を述べるとともに、事前調査に始まり警備診断、警備計画の策定を経て警備の実施に至る保安警備の実務についてまとめた初のガイドラインとなっています。

編集部：警備業界内外の反応は如何でしたか。

深山：警備業界の中では、保安警備業務の基本的参考書として広く活用されており、今回の警備業法の一部改正を期に、今年11月、改訂版を刊行する程になっています。しかし、このような警備業界の取り組みを業界外ではどう見られていますか。

るのか、特にユーザーである小売業・サービス業の方々はどう評価されているのかが十分伝わってきません。

編集部：万引等について警備業の中で既にここまで取り組んでおられたことを、率直にいって小売業・サービス業界はご存知ないのではないでしょうか。

その辺りを含めて、この度理事にご就任頂いた万防機構に対する期待・抱負をお聞かせ下さい。

深山：保安警備業務を主とする警備会社から聞く万引犯罪の実態は、凶悪化・組織化・国際化が進み、従来の犯行形態とは大きく様相を異にしています。また万引が初発型犯罪として青少年の健全育成に長く大きな影響を及ぼしかねないこと、また内部不正（いわゆる内引き等）の増大が企業経営の質を急速に損なうこと等、この犯罪を震源地とする社会経済への広がりが非常に大きいのも万引問題の特色です。

警備業がわが国の安全産業として今後期待され発展していくためには、この領域を避けて通れません。

そのため警備業はどう動くべきか、小売業・サービス業の皆様は警備業に何を期待し、どんな連携なら可能とお考えか、わが国的主要な13の小売業団体が理事を送り込んでおられる万防機構の中で一緒に検討することができればと考えているのです。

編集部：具体的にはどのようなことが想定されますか。

深山：先の『保安警備の手引』は警備業界の委員が10数人集まって作成したものであって、あくまで警備を実施する警備業側の目線でまとめられたものです。しかし、ユーザーである小売業・サービス業の方々の側には、そのままでは受け入れられない基準や、不満・不足を感じられる面もあるはずです。それらを要求側と供給側が議論することによって、より良いものに練り上げていくための格好の場を万防機構に与えて頂いたと思っています。

また、このような領域の業務に対するさまざまな仕組み作りに力を尽くして参りたいと考えていますので是非押し頂きたいと思います。

編集部：貴重なご提案ありがとうございました。



委員長インタビュー 第4回



高千穂交易（株）
代表取締役会長

1. 日本EAS機器協議会会长として、この万防機構の設立に非常に尽力をいただきましたが、どのようなお考えからでしょうか？

日本EAS機器協議会とは、2002年6月に設立した業界団体で、EASはElectronic Article Surveillanceの頭文字からとっています。日本語にすると「電子商品監視」の意味で、一般には万引防止機器とか万引防止ゲートとかを扱うメーカーや販売業の集まりです。

協議会の設立からまだ4年しかたっていませんが、日本市場でのビジネス展開の歴史は古く、すでに35年ほどたっています。

当時米国では小売業の収益管理上で問題になっていた万引を機械で対策をしようということで、商品にタグを貼り未精算の商品を持ち出すと、異常を知らせるEASシステムが開発されました。数年後に先駆的企業から日本市場に紹介されましたが、当初は日本の商習慣や社会情勢にも馴染まないため苦労したようです。そんな中、CDショップやレンタルショップのような一部の業界で使われていましたが、なかなか一般の小売業には広まりませんでした。

その後、日本でも小売業の業態進化が進み、対面式の接客から、米国のような大型店舗によるセルフセレクト方式が、GMSやドラッグストアなどで採用され始められたことにより、万引などのロスが増加して、小売業の収益を蝕み始めました。

更に近年、長引く不況やリサイクルブームなどにより、中古品流通チャネルが出来上がり、CDや本をはじめあらゆるもののが、買取られ再販されるようになりました。

このような買取による換金市場が出来たことにより、万引が劇的に増加して小売業の収益を圧迫し、一部で

報道されたように廃業に追い込まれた本屋さんもでるようになりました。

一方、最近の万引を社会的側面から見てみると、他の犯罪が減少傾向のなか、万引犯罪だけは年々増加の一途で、特徴的なのは若年化が進んでいる青少年と組織化された不良外国人の犯行が多いことです。

特に、青少年の万引きは「初発型犯罪」と呼ばれ、これをきっかけに重大犯罪に進むことが多いと言われていますが、青少年の健全育成は、わが国の将来にとって大変重要な課題であると思います。

このような状況変化により、万引は小売業の収益問題に止まらず、警察や行政、学校や地域、あるいは各業界などを巻き込んだ、国レベルの対応が必要と考え、今回の全国万引犯罪防止機構の設立に参加させていただくことになりました。

2. 万防機構の総務委員長としてのお仕事をお聞かせください。

この1年間の活動、特に「万引に関する全国青少年意識調査」および「全国小売業万引被害実態調査」を行なった段階で感じていることは、万引犯罪を防止するということは日本の社会の根幹にかかわることを覚えることに等しい、と改めて認識しました。従って、この組織の力を維持拡大させることが総務委員長の役目であると思っています。

そのために

- ① 未加入の小売業団体・警備業団体・青少年の育成に関わっておられる団体等の参画を幅広く呼びかける。
- ② 財政基盤の安定化のための、会員増強・寄付金募集等を促進する。
- ③ この万防機構のスムースな運営のための諸規定を整備する。

等を推進しようとしています。

3. 万防機構への今後の期待をお聞かせください。

先日の第一回通常総会でも紹介された、「窃盗罪（万引）に対する罰金刑」の新設などをみても、万防機構の活動の重要性が分かると思います。前段でお話しましたように、万引犯罪は、行政からはじまって小売業、学校、地域、家庭まで多くの関係者の協力なくして効果的な対策はとれません。そういう意味でも万防機構に対する期待は大きいと思いますので、しっかり取り組みたいと考えています。

地域万防協便り

第4回 長野県万引防止対策協議会連合会

長野県万引防止対策協議会連合会

〒380-0837 長野市南長野字幅下692-2

長野県警察本部生活安全部少年課内

本会は、万引防止に対する意識の普及高揚に努めるとともに地区万防協の相互連携を図り、県民とともに万引防止活動を推進し、もって少年の非行防止と健全育成に寄与することを目的として、昭和58年に組織された。県全体を24地区に分けて、組織的に万引防止に取り組んでいる。全国的にも早くから万引防止対策に着手した県の1つ。

1. 万引きの実態調査

平成10年、平成15年と2回、万引きの実態調査を行なった。平成15年調査は、県内の警察署で万引きで検挙（補導）された少年125名、小売店112店舗を対象に行なった。少年の変化として、「規範意識がいっそう低下している」実態があらわれている。県内における平成15年中の初発型非行は、刑法犯少年総数の約7割を、万引きのみでは約4割を占めるなど、見過ごすことの出来ない状況である。

2. 万引き防止モデル基準の作成

平成16年に「万引き防止モデル基準」が作成された。この基準は

- ① 従業員等による行動基準
- ② 環境設計基準
- ③ 万引き前兆行動の着眼点と具体的対応要領
- ④ 万引き防止チェック表（経営者用、従業員用、警備員用）

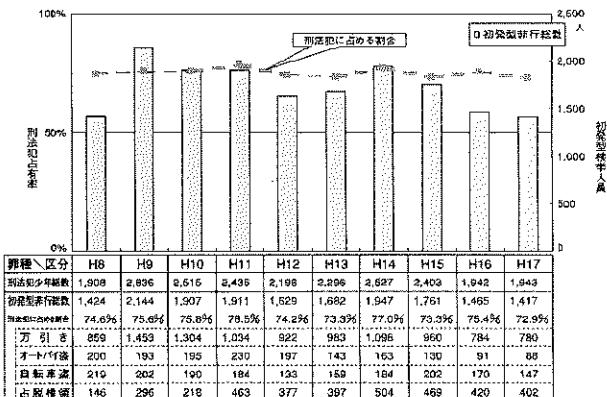
からなる。周到な構成となっており、他地域のモデル的な基準。

3. 県内万引犯罪の実態（平成17年）

初発型非行で検挙した少年は1,417人で、刑法犯少年の72.9%を占めている。このうち万引きは780

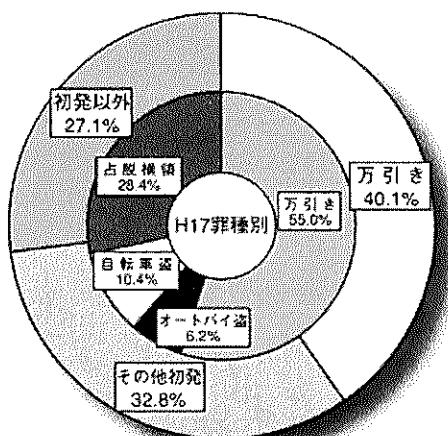
人で前年と比べて4人減ったが、成人を含めた万引き総検挙人員のうち、37.5%を少年が占め、前年と比べ構成比は4.4%増加している。

●概要



●犯罪例の状況

- ・万引きは、初発型非行全体の55.0%を占め、次いで占有離脱物横領28.4%、自動車盗10.4%、オートバイ盗6.2%となっている。
- ・中でも万引きは、刑法犯罪全体の40.1%と高い割合を占めている。



4. 冊子「万引きすとっぷ」を作成・配布

学校・家庭における万引防止指導要領冊子を4,000部作成、小・中学校、高校、家庭に配布している。

目的は、

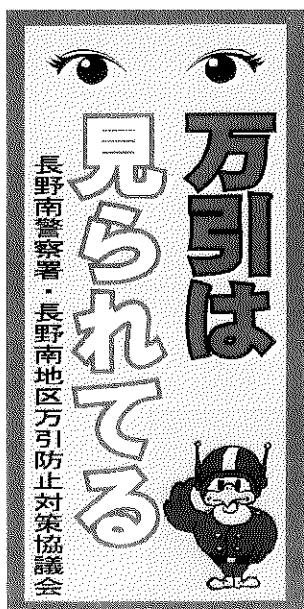
- ① 万引きが「犯罪であること」を認識させること。

- ② 万引犯罪の事例を示すこと。

内容としては、「学校編」、「家庭編」に分けてイラストで表現しており、少年事件処置手続きの流れを併せて紹介している。

5. 万引防止に効果的なステッカー等を作成・配布

県内数地区で「万引きは見られている」、「万引きはどちらぼうです」等のステッカーを作成し、その地区的加盟店に配布した。



6. 万引き防止モデル店

各地区で、「万引き防止モデル店」を設定し、万引防止モデル基準に基づいた、検証が行なわれている。

7. 地区の関係機関との連携

「少年友の会」(少年警察ボランティア)、学校関係者等との連携を図りポスターを配布。また、学校関係者、少年友の会の出席を求めて万防協の再編発足、万引防止モデル店と連携、万引想定訓練を行つ

た。さらに11月には長野県青少年育成県民会議会員として、全国強調月間への協力等を行なった。

8. 平成18年度活動の重点

1) 万引防止対策の推進

- ① 協議会の拡充：協議会未加入の大型店、コンビニエンスストア、ドラッグストア等の加入を促進する。
- ② 「万引き防止モデル基準」の徹底：県警が提唱する「万引き防止モデル基準」をベースに地区ごと、店舗ごとの「万引き防止モデル基準」の設定を促し、万引き防止の機運を波及、浸透させる。
- ③ 万引き発生時の通報強化：従来の「その少年の将来のために通報しない」を、「その少年の将来のために通報する」との考えに改め、警察、家庭、学校等に通報せずに処理することのないよう徹底する。

2) 関係機関との連携

- ① 全国万引犯罪防止機構との連携：万防機構が有する全国の好事例の情報提供を受けたり、同機構が主催する研修会等に参加し、効果的な万引防止対策を推進する。
- ② 学校等との連携強化：教育の現場に万引防止を働きかける。
- ③ 少年友の会、防犯協会等との連携を強化する。

3) 総合的非行防止対策の推進

- ① 徘徊・い集場所対策の促進：警察への通報、警察・少年友の会等との連携による声掛け等の推進
- ② 環境浄化活動：成人向け雑誌、ビデオ、ソフト等の陳列、販売方法の検討等
- ③ 様々な方法での広報啓発活動

以上が活動の概要であるが、長野県万防協は、平成18年より正式に万防機構の特別会員となっており、情報を共有化しつつ万引防止に手を携えることとしている。

第3回 「平成7年(1995年)の古物営業法改正は何をもたらしたか?」

調査研究委員会 委員長 加藤 和裕 （本機構理事）
（株）三洋堂書店代表取締役最高執行役員

万引問題を語る上で避けて通れないのは、盗品換金問題です。単にモノが欲しいだけの万引と違って、換金目的の万引は「お金が欲しい」わけですから大量化、高頻度化、集団化と、どんどんエスカレートしていきます。

万防時報1号7頁で紹介した連続写真の犯人も、同じコミック棚一段分を繰り返し万引するわけですから、「読みたい」からで無いのは明白です。

この盗品換金を防ぐために作られた法律が「古物営業法」です。

古物営業法

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もつて窃盜その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とする。

「目的」にもある通り「盗品等の売買の防止」を主目的とする法律が、この「古物営業法」です。古物営業法は平成7年(1995年)、以下のように改正されました。

(確認等及び申告)

第15条 古物商は、古物を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢の確認をし、又はその相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書（その者の署名のあるものに限る。）の交付を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

1. 対価の総額が国家公安委員会規則で定める金額未満である取引をする場合（特に当該確認又は文書の交付の必要があるものとして国家公安委員会規則で定める古物に係る取引をする場合を除く。）
2. 自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受ける場合
3. 古物商は、古物を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において、当該古物について不正品の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない。

1. 確認義務の緩和

平成7年改正法により

-
- ① それまで規定されていた身分証明書等による相手方の確認だけでなく、相手方の署名文書の受領でも足りるとされました。
 - ② 次の場合については、確認等の義務が免除されました。
 - ア 対価の総額が一定金額（※）未満の取引をする場合
 - イ 自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受ける場合
- ※（施行規則第16条）法第15条第1項第1号の国家公安委員会で定める金額は、1万円とする。

2. 記録義務の緩和

平成7年改正法により、次のとおり記録義務が緩和されました。

①記録義務の全部が免除される場合

法第15条第1項第1号の少額取引をする場合

少額取引（買受け、売却のいずれとも含む。）については、記録義務が免除されます。すなわち、対価の総額が1万円未満の場合は、記録義務が免除されることになります。

（以上、「新訂古物営業法実務の手引き」警察庁生活安全局生活安全企画課協力、東京法令出版30～35項より抜粋引用）

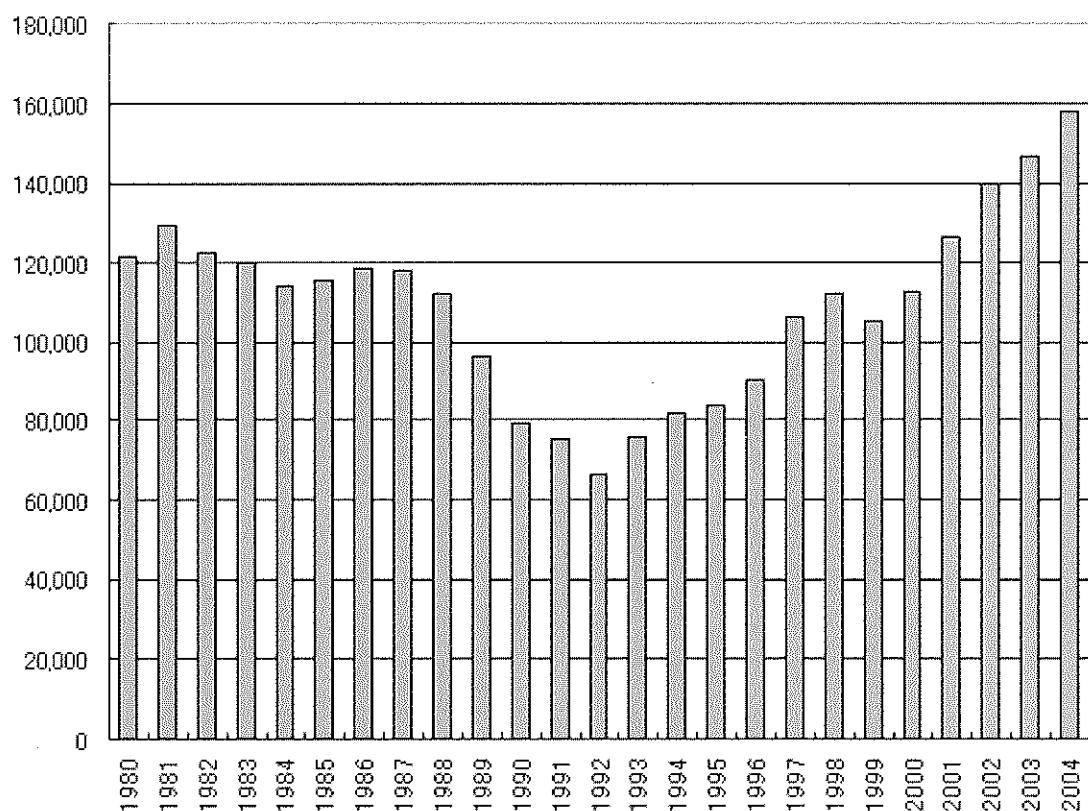
ちょうど10年前、古物営業法は大きく緩和され、1万円未満の取引ならば相手の確認も不要、台帳記載も不要となったわけです。ちょうど10年前、1万円までなら身分証明書の提示も、署名文書も無しで古物を換金できるようになったわけです。それから10年、万引犯罪はどうなったのでしょうか？。

古物営業法が平成7年（1995年）に「改正」される前15年間と、改正された後10年間の万引き認知件数が次頁の表・グラフです。

1980年代は、12万件程度の認知件数で安定していました。1988年から減り始め1992年には7万件弱まで減少。その後増加に転じ8万件程度になったのが1995年（平成7年）。それから（古物営業法緩和改正後）の10年間、万引認知件数は、ほぼ一本調子で上昇を続け、2004年には16万件弱まで増えてしまいました。10年で、ほぼ倍増です。

結果として、10年前の古物営業法緩和改正は、その法の目的とは裏腹に、盗品換金の自由化をもたらしたのではないでしょうか？。身分証明無しに、署名すら無しに、1万円までなら誰でも自由に古物を換金できる法「改正」が、この万引認知件数倍増のトリガーだったと思えてなりません。

表 全国万引き認知件数の推移（1980年～2004年）



〈警察庁まとめ〉

昭和55年	121,706件	平成02年	79,910件	平成12年	112,559件
昭和56年	129,733件	平成03年	75,385件	平成13年	126,110件
昭和57年	122,274件	平成04年	66,852件	平成14年	140,002件
昭和58年	119,946件	平成05年	76,027件	平成15年	146,308件
昭和59年	113,706件	平成06年	82,000件	平成16年	158,020件
昭和60年	115,440件	平成07年	84,131件		
昭和61年	118,975件	平成08年	90,496件		
昭和62年	118,281件	平成09年	106,181件		
昭和63年	112,009件	平成10年	112,237件		
平成01年	96,662件	平成11年	105,227件		

万防機構活動報告

第1回通常総会を開催しました (事務局)

6月16日（金）午後、新宿・東京厚生年金会館で第1回通常総会を開催しました。平成17年度事業報告・決算報告および平成18年度事業計画・予算案が提出され、異議無く承認されました。引き続き第2部では竹花豊警察庁生活安全局長の来賓挨拶、法務省刑事局担当官による立法解説の後、平成17年度青少年調査・小売業調査結果の概要を事務局から報告し、警察庁少年課・生活安全企画課担当官・調査研究・普及推進委員長によるパネルディスカッションを開催しました。なお、通常総会に先立ち、同会場にて本年度第1回理事会を開催しました。

臨時総会を開催しました (事務局)

役員増補を議題とする臨時総会を11月2日（火）午後、新宿・東京厚生年金会館で開催しました。

日本チェーンストア協会専務理事 鈴木善統殿
日本スーパーマーケット協会会長 清水信次殿
(社)全国警備業協会専務理事 深山健男殿
(社)青少年育成全国会議事務局長 森田廣殿
の4新理事の役員増補が承認されました。これで万防機構は23役員（理事22、監事1）体制となります。

引き続き第2部では、記念講演として「万引に対する損害賠償請求の経過報告」（加藤和裕理事）、「書店万引への対決・顛末記」（東京都書店商業組合下向磐副理事長、モデレーター・若松修理事）の2つの講演が行われました。なお、臨時総会に先立ち、同会場にて第2回理事会を開催しました。

青少年・小売業調査結果が多数報道されました (事務局)

通常総会の場でのリリース以降、平成17年度青少年調査・小売業調査結果について、多数の報道機関から報道が行われました。当日夕方のテレビ東京ニュースを皮切りにNHK、日テレ、テレ朝、TBS等のテレビ各局、朝日、読売、日経、時事通信、共同通信、北海道、中日、神戸等の中央・地方紙、日経MJ、セキュリティ産業、日本教育、警備保障新聞等の専門紙、AERA、IT&家電ビジネス等の雑誌、各種年鑑等です

行政機関等からも多数問合せを受けました (事務局)

テレビ・新聞報道等を受け、各種行政機関等からも調

査結果について問合せを受け、報告書要約版等を配布しました。中央官庁では総務省行政評価局、都道府県庁としては埼玉県県民防犯推進室、千葉県県民生活課、愛媛県教育委員会等、警察関係では北海道警、青森県警、岐阜県警、長野県警、福岡県警、愛知県警、長崎県警、その他検察庁、家庭裁判所等です。

また小売業団体、小売業グループ、小売企業、ショッピングセンター、警備企業等からも問合せを頂きました。

地域万引防止協議会との連携 (事務局)

本機構は設立当初より地域の万引犯罪防止関連組織と連携して運動を展開してきておりますが、最近では北海道・愛知・千葉等の地域の協議会立ち上げにご協力しています。

運営組織の活動をご報告します

（1）委員長会議（8月23日）

河上理事長をはじめ、加藤調査研究、若松普及推進、吉川広報、山村総務の各委員長と福井事務局長、佐藤理事の参加により、①昨年度事業の総括と今後の事業の方向性検討、②平成18年度事業・計画案の検討、③事業体制・予算・スケジュールの検討を行いました。

（2）各委員会の開催

調査研究委員会（9月21日、10月27日）

普及推進委員会（9月19日、10月31日、11月22日）

総務委員会（10月18日）

平成18年度調査を準備中です

（1）青少年調査

調査研究委員会では、委員長会議での総括に基づき、平成18年度調査はマイナーチェンジに留めて初年度調査の枠組みのまま調査を継続することとし、実査を準備しています。

文部科学省、警察庁には引き続きご協力を依頼し、全国47都道府県の中高高校、教育委員会のご協力を頂きながら、小学校5年生・中学校2年生・高校2年生合計約1万1千人を対象としたアンケート調査を12月～平成19年1月に実施します。

（2）小売業調査

青少年調査同様、小売業調査も初年度調査の枠組みのまま調査を継続することとし、実査を準備しています。

調査対象は全国約900の小売業チェーン、調査の実施は平成19年2月～3月です。

発行：特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2-8 Tel.03-3355-2322 Fax.03-3355-2344
e-mail info8@manboukikou.jp URL <http://www.manboukikou.jp/>